

社会福祉法人 ノーブル会 役員等報酬規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人ノーブル会（以下「この法人」という。）の定款第 8 条及び第 21 条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この規程においての役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

(役員等の報酬)

第 3 条 この法人の役員等の報酬は、定款第 8 条及び第 21 条に定める通り無報酬とする。

(改廃)

第 4 条 本規程は、評議員会の議決を経て、改案することができる。

附則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。